

こども・子育て支援会議の概要

1 設置の趣旨

子ども・子育て支援法第77条第1項の、「市町村は条例で定めるところにより、審議会その他合議制の機関をおくよう努めるものとする」との規定に基づき、本市においては、こども・子育て支援会議条例（平成25年4月1日施行）を制定し、こども・子育て支援会議を設置する。

【参照】資料2-1 こども・子育て支援会議条例・施行規則

2 主な審議事項

次の事項に関し、意見を述べる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事（法31条第2項）
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（法43条第3項）
- (3) 市町村こども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
(法61条第7項)
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議に関する事
(※) 現行の次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～26年度）の進捗管理についても「こども・子育て支援会議」において行う。

【参照】資料2-2 子ども・子育て支援法（抄）

3 委員構成等

- ・委員25人以内で組織
- ・こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者で構成
- ・必要に応じて、部会及び専門委員を置くことができる。

4 今後のスケジュール（案）

- | | |
|----------|--|
| 平成25年10月 | 第2回こども・子育て支援会議開催予定
(国の基本指針にもとづき、計画の骨子を検討) |
| 平成26年1月 | 第3回こども・子育て支援会議開催予定
(市町村子ども・子育て支援事業計画の検討) |

- (※) 以降 4月ごろまで 支援会議を2~3回程度開催予定
ただし、国の基本指針等が示される時期により、変更の可能性あり。